

社会福祉法人こもはら福祉会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こもはら福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づく役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員及び第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬及び退任手当を支給するものとする。ただし、評議員選任・解任委員及び第三者委員への退任手当は支給しない。

2 退任手当は、役員等として円満に任期を満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 当法人の全理事の報酬総額は、年間5,000,000円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間500,000円以内とする。

3 理事長の報酬及び退任手当は、別表1に定めるとおりとする。

4 全理事（理事長を除く。）の報酬及び退任手当は、別表2に定めるとおりとする。

5 各々の監事の報酬及び退任手当は、別表3に定めるとおりとする。

6 評議員の報酬は、別表4に定めるとおりとする。

7 評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬は、別表5に定めるとおりとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 理事長に対する報酬は、毎月25日とし、支給日が金融機関の非営業日の場合には前日とする。

(2) 役員等（理事長を除く。）に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

(3) 退任手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 報酬等は、現金により本人（死亡により退任した者の退任手当にあっては、その遺族）に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

別表 1

(理事長の報酬)

役 職 名	報 酬 額
理事長	月額 250,000 円

(理事長の退任手当算定式)

在任期間	算 定 式
1 年以上 5 年未満	5 万円×在任年数×125/100
5 年以上	5 万円×在任年数×135/100

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は切り捨てる。

ただし、在任期間が1年未満は1年に切り上げる。

別表 2

(理事長以外の理事の報酬)

職 務	報 酬 額
理事会等会議への出席他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

(理事長以外の理事の退任手当算定式)

在任期間	算 定 式
1 年以上 5 年未満	1 万円×在任年数×100/100
5 年以上	1 万円×在任年数×110/100

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は切り捨てる。

ただし、在任期間が1年未満は1年に切り上げる。

別表 3

(監事の報酬)

職 務	報 酬 額
理事会、評議員会等への出席他、法人及び施設業務のための出勤、監事監査のための出勤	日額 10,000 円

(監事の退任手当算定式)

在任期間	算 定 式
1 年以上 5 年未満	1 万円×在任年数×100/100
5 年以上	1 万円×在任年数×110/100

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は切り捨てる。

ただし、在任期間が1年未満は1年に切り上げる。

別表 4

(評議員の報酬)

職 務	報 酬 額
評議員会への出席他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

(評議員の退任手当算定式)

在任期間	算 定 式
1 年以上 5 年未満	1 万円×在任年数×100/100
5 年以上	1 万円×在任年数×110/100

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は切り捨てる。

ただし、在任期間が1年未満は1年に切り上げる。

別表 5

(評議員選任・解任委員の報酬)

職 務	報 酬 額
評議員会等への出席他、法人及び運營業務のための出勤	日額 10,000 円

(第三者委員の報酬)

職 務	報 酬 額
第三者委員会への出席	日額 5,000 円